

令和 4 年 3 月 9 日

(お知らせ)

環境省有資格業者に対する指名停止措置について

<宮城県政記者会、東北電力記者会、東北専門記者会同時発表>

環境省東北地方環境事務所は、本日、株式会社柳沢建設に対して指名停止措置を行いました。 詳細は別紙のとおりです。

<問い合わせ先>

環境省東北地方環境事務所 総務課

総務課長：杉山 徹、課長補佐：家老芳明

T E L : 022-722-2870

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住 所
株式会社柳沢建設	秋田県鹿角市十和田大湯字川原ノ湯 15-10

2 指名停止措置期間：

令和4年3月9日～令和4年5月8日（2ヶ月）

3 指名停止措置の範囲：

東北地方環境事務所管内

4 事 実 概 要：

令和4年2月9日、株式会社柳沢建設の元役員らは、秋田県鹿角市の発注の工事の入札において、前鹿角市長から教えられた最低制限価格により工事を落札し、入札の公正を妨げたとして、公契約関係競争入札妨害の疑いで起訴された。

5 指名停止措置理由：

上記のこととは、「工事請負契約に係る指名停止等措置要領」(平成13年1月6日付環境省第9号大臣官房会計課長通知)別表2第8号アに該当する。

○工事請負契約に係る指名停止等措置要領 別表第2 － 抜粋 －

措 置 要 件	期 間
(公契約関係競争等妨害又は談合)	
8. 次のア又はイに掲げる者が締結した請負契約に係る工事に関し、一般役員等又は使用人（使用人においてはアに掲げる場合に限る。）が公契約関係競争等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（第12号に掲げる場合を除く。）。	逮捕又は公訴を知った日から 2ヶ月以上 12ヶ月以内
ア 当該部局の所管する区域内の他の公共機関の職員	